

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公開番号】特開2005-47929(P2005-47929A)

【公開日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-008

【出願番号】特願2004-273531(P2004-273531)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/718

A 6 1 P 41/00

C 0 8 B 30/18

【F I】

A 6 1 K 31/718

A 6 1 P 41/00

C 0 8 B 30/18

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

体腔内または体腔関連の癒着の発生を阻止するかまたは低減するための薬剤の製造のための、多糖類デキストリンを含む水性製剤を含む組成物の使用であって、該デキストリンは12より大きい重合度(DP)を有する重合体を15%より多く含む組成物の使用。

【請求項2】

前記水性製剤が溶液である請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記組成物が、外科手術が行われた後に適切な体腔に適用される請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

前記組成物が、少なくとも2~3日間にわたり体腔内に残留することが可能である請求項1~3のいずれか1に記載の使用。

【請求項5】

前記組成物が、線維素浸出が最大である期間にわたり、体腔内に残留することが可能である請求項1~4のいずれか1に記載の使用。

【請求項6】

前記組成物が、非接着性の表面の修復(体腔上皮再生)を可能にするために、最大で7~8日までの期間にわたり、体腔内に残留する請求項1~5のいずれか1に記載の使用。

【請求項7】

前記組成物が、500ml~2000mlの範囲内の量で腹膜腔に適用される請求項1~6のいずれか1に記載の使用。

【請求項8】

前記組成物が、1000ml~1500mlの範囲内の量で腹膜腔に適用される請求項7に記載の使用。

【請求項9】

前記デキストリンが、組成物の2.5～18重量パーセントの濃度範囲にわたって、異なる濃度で、適切な体腔に適用される請求項1～8のいずれか1に記載の使用。

【請求項10】

前記デキストリンが、組成物の3～5重量パーセントの濃度範囲にわたって、異なる濃度で、適切な体腔に適用される請求項9に記載の使用。

【請求項11】

前記デキストリンが、組成物の約4重量パーセントの量で、適切な体腔に適用される請求項9または10記載の使用。

【請求項12】

前記デキストリンの濃度範囲を、一定の期間にわたり、選択的に変化させる請求項1～11のいずれか1に記載の使用。

【請求項13】

前記デキストリンの-1,6結合のパーセンテージが、10%未満である請求項1～12のいずれか1に記載の使用。

【請求項14】

前記デキストリンの-1,6結合のパーセンテージが、5%未満である請求項13に記載の使用。

【請求項15】

前記デキストリンの数平均分子量(M_n)が、1000～30000の範囲内にある請求項1～14のいずれか1に記載の使用。

【請求項16】

前記デキストリンの M_n が、3000～8000の範囲内にある請求項15に記載の使用。

【請求項17】

前記デキストリンの重量平均分子量(M_w)が、3000～50000である請求項1～16のいずれか1に記載の使用。

【請求項18】

前記デキストリンの M_w が、5000～50000である請求項17に記載の使用。

【請求項19】

前記デキストリンが、12より大きい重合度(DP)を有する重合体を50%より多く含む請求項1～18のいずれか1に記載の使用。

【請求項20】

前記デキストリンが非置換デキストリンである請求項1～19のいずれか1に記載の使用。

【請求項21】

前記デキストリンが、負電荷を有する基、硫酸基、中性の基、正電荷を有する基、第四級アンモニウム基から成る群から選択される1以上の異なる基により置換されている請求項1～19のいずれか1に記載の使用。

【請求項22】

前記デキストリンが、1つの糖(グルコース)ユニット当たり少なくとも1つの硫酸基を含む硫酸化デキストリンである請求項1に記載の使用。

【請求項23】

前記デキストリンが前記組成物の3～5重量%の量で存在する請求項21または22に記載の使用。

【請求項24】

前記デキストリンが前記組成物の3～5重量%の量で存在する請求項23に記載の使用。

【請求項25】

前記デキストリンが前記組成物の約4重量%の量で存在する請求項23または24に記載の使用。

【請求項 26】

前記組成物がカルシウム結合剤をさらに含む請求項1～25のいずれか1に記載の使用。

【請求項 27】

前記カルシウム結合剤が、EDTAまたはクエン酸ナトリウムである請求項26に記載の使用。

【請求項 28】

前記組成物が潤滑剤をさらに含む請求項1～27のいずれか1に記載の使用。

【請求項 29】

前記潤滑剤がリン脂質である請求項28に記載の使用。

【請求項 30】

前記組成物がヒアルロン酸塩をさらに含む請求項1～29のいずれか1に記載の使用。

【請求項 31】

前記組成物が次の化合物、グリコサミノグリカン、抗生物質剤、プロスタサイクリンまたはその類似物、線維素溶解剤またはその類似物、抗炎剤またはその類似物、デキストリン硫酸および/またはメチレンブルーのうちの一つ以上から選択される化合物をさらに含む請求項1～30のいずれか1に記載の使用。